

木の香るとやまの街づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号 以下「規則」という。）及び水と緑の森づくり事業費交付金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、木の香るとやまの街づくり事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、県民が広く利用する公共施設等の整備等における富山県産木材（以下「県産材」という。）使用に対して、助成することにより身近な県産材の普及を図り、もって、とやまの森づくりにつながる県産材使用の理解の醸成及び需要拡大、並びに木育の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 県産材 富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材。ただし、県内ではできない加工を要する場合はこの限りではない。
- (2) 構 造 材 柱、梁、桁など建築物の構造耐力上、主要な部分に使用するものをいう。
- (3) 造 作 材 内装、外装など建築物の造作に使用するものをいう。
- (4) 備 品 等 施設内で使用する家具、建具等（施設敷地内に施工される県産材を使用した塀等）及び遊具（別表2に掲げるもの等）をいう。

(事業実施主体)

第4条 本事業を実施できる主体は、次条に定める施設を整備する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 宗教的活動を行う組織又は団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員が関与している場合
- (4) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがあるもの

(対象施設)

第5条 本事業の対象施設は次の各号に該当するものとする。

- (1) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に定める施設
- (2) 不特定多数の利用が見込める施設（ただし、居住や事務を目的とした施設・スペースは除く）
- (3) その他知事が適当と認める施設

(交付対象経費等)

第6条 本事業に係る種目、補助対象経費及び対象経費ごとの補助額は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業により取得、または効用の増加した財産の処分は10年間実施しないこと。ただし、知事が認める場合はこの限りでない。
- (2) 不特定多数の県民に対する県産材活用の理解の醸成のための取組を実施すること。
- (3) 県産材の普及啓発を行うため、施設整備後、次の事項を実施すること。
 - ア 県が実施する県産材活用の普及啓発への協力
 - イ 県が提供する県産材PR看板の設置
 - ウ 事業実施後、6か月以内に施設利用者へのアンケートの実施

(補助金の交付申請等)

第8条 事業実施主体は、様式第1号及び様式第1号の(1)により補助金交付申請書及び施設整備等に係る事業計画書を作成し、本事業の実施場所を所管する農林振興センター（以下「センター」という。）を経由して知事に提出するものとする。

2 施設整備等に係る事業計画書においては、不特定多数の県民に対する県産材活用の理解の醸成のための取組内容を定めるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請の内容を審査し、適当と認めたときは速やかに補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金交付内容の変更)

第10条 事業実施主体は、補助金交付決定通知後に交付要綱に定める重要な変更を行う場合は、あらかじめ、様式第2号により、変更承認申請書をセンターを経由して知事に提出し、その承認を得るものとする。

(実績報告)

第11条 事業実施主体は、補助金交付申請書に基づく事業が完了したときは、速やかに様式第3号及び様式第3号の(1)により、実績報告書をセンターを経由して別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 やむをえず、事業完了前に施設の使用を行う場合は、速やかに様式第5号及び様式第5号の(1)により、センターを経由して事前確認依頼を知事に提出し、現地確認調査を受けなければならない。

3 センター所長は、第1項又は第2項の規定に基づき、実績報告書又は事前確認依頼の提出があったときには、センター所長が指名した調査員に速やかに調査を行わせ、様式第4号及び様式第4号の(1)により知事に報告させるものとする。ただし、備品のみを整備する場合にはセンター所長の判断で現地調査を省略することができる。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条第2項の調査の結果に基づき、交付すべき補助金等の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 事業実施主体が提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、知事は補助金を交付せず、または交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 事業実施主体は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

種 目	補助対象経費	対象経費ごとの補助額	補助上限額
ア 公共施設等の 新築・改修等に 伴う県産材使用	構 造 材：県産材による施工及 び材料購入に伴う掛 かり増し経費 造 作 材：県産材による内装等 の施工及び材料購入 に伴う掛かり増し経 費（取り壊し及び下 地材施工に伴う経費 は対象外） 備 品 等：県産材製品の導入に係 る経費	構 造 材：使用する県産材1立 方メートル当たり10 千円 造 作 材：使用する県産材1平 方メートル当たり5千 円 備 品 等：県産材製品の導入経 費の2分の1以内又 は既製品の一部を県 産材に置き換える場 合にあっては、その 掛かり増し経費	1施設当たり 2,000千円
イ 公共施設等に おける県産材の 備品等の導入	備 品 等：県産材製品の導入に 係る経費	備 品 等：県産材製品の導入経 費の2分の1以内又 は既製品の一部を県 産材に置き換える場 合にあっては、その 掛かり増し経費	1施設当たり 1,000千円

※補助額は千円未満切捨てとする。

別表2 (第3条関係、補助対象遊具の一例)

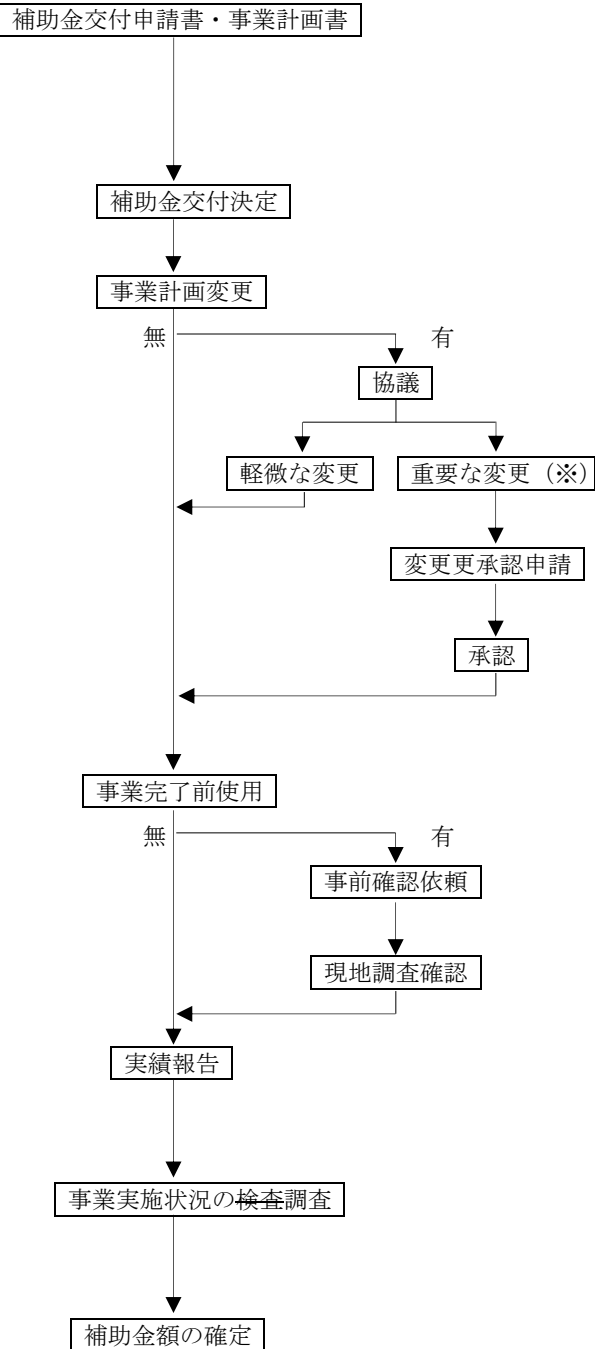
名称及び写真	遊具の概要
<p>1. モリリズム</p> 	<p>森の動植物をかたどった8種類の木製楽器が集まってできた木がこの「モリリズム」。 1人でも大勢でも楽しめます。うまくなるほど新たな音の発見ができます。そんな「木の音」を通して豊かな心をはぐくむ木育遊具です。</p> <p>【寸法】幅90×奥行90×高さ120cm</p> <p>【製作者】 (有)白山木工製作所 〒930-0814 富山市下富居2-1-3 電話: 076-431-3443 FAX:076-431-1005</p>
<p>2. 木のトンネル</p> 	<p>なんの変哲もない円筒形の「木のトンネル」。くぐってみたり、隠れん坊に使ってみたり…楽しい想像がふくらみます。</p> <p>【寸法】幅・高さ100×長さ200cm ※組立式</p> <p>【製作者】 (株)元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話:076-451-8657 FAX:076-451-8658</p>
<p>3. なんじゃらホイッの畑</p> 	<p>畑から野菜を“ホイッ”と引き抜く、その瞬間の感動を体験してください。 野菜の下にはまだ何かが・・・</p> <p>【寸法】畑：幅75×奥行40×高さ20cm×2台 野菜等：7種計24個</p> <p>【製作者】 (有)小野沢家具店 〒939-8132 富山市月岡町 4-98 電話: 076-429-0228 FAX: 076-429-3000</p>
<p>4. らくが木 ※写真はらくが木(大)</p> 	<p>どんな所でもこどもたちは描きたくなるものだ。でも大人になるにつれ、純粹だった欲求は薄れてしまう。「あたらしいキャンパスを与えよう。」こどもは自然に遊びだし、大人は再びこどもにもどる。</p> <p>【寸法】(大) 直径90×高さ90cm (小) 直径48×高さ54cm</p> <p>【製作者】 Studio木学 〒930-0365 中新川郡上市町神田167 電話:090-7082-7679 FAX: 076-472-6203</p>

名称及び写真	遊具の概要
<p>5. コロコロアート</p> 	<p>木の重みと感触を、両手でしっかり感じながら、ていねいに並べていく。はじめは一個。だんだんと連なりいろいろなものに見えてくる。あせらなくてもいい。ゆっくりと創造力が沸き立つ瞬間を感じてほしい。</p> <p>【寸法】 パネル：幅60×奥行60×厚さ3cm×4枚 木球：直径8cm×100個</p> <p>【製作者】 (株)元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話：076-451-8657 FAX:076-451-8658</p>
<p>6. こだち ※写真はこだち(大)</p> 	<p>木に登ったり、ぶら下がったり、かくれんぼしたり。森の中で遊んでいた遠い昔の記憶が公園のジャングルジムをつくらせたのではないだろうか。そう思うとこれが本当のジャングルジムに思えてくる。こだちの中で遊んでいるのだから。</p> <p>【寸法】 小：直径122 × 高さ140cm 中：幅179 × 奥行138 × 高さ160cm 高：幅240 × 奥行138 × 高さ160cm 大：直径250 × 高さ160cm</p> <p>【製作者】 (有)波多巖木工所 〒939-1757 南砺市土生736-2 電話：0763-55-1134 FAX:0763-55-1939</p>
<p>7. こどもの街</p> 	<p>本物の街は大人がつくる。この街はこどもがつくる。できあがった街並みは、純粋な幸せに満ちている。</p> <p>【寸法】 幅56×奥行56×高さ60cm×2個 幅56×奥行56×高さ90cm×4個 幅112×奥行56×高さ60cm×1個</p> <p>【製作者】 Studio木学 〒930-0365 中新川郡上市町神田167 電話：090-7082-7679 FAX:076-472-6203</p>
<p>8. イモムシぐるま</p> 	<p>乗り物は2人乗りするだけで楽しさは何倍にもなる。3人乗り、4人乗りと人数を増やせばさらに盛り上がる。“みんなで遊ぶ”遊具です。</p> <p>【寸法】 幅200×奥行15×高さ17cm</p> <p>【製作者】 (有)正美創作 〒937-0012 魚津市東尾崎3428 電話：0765-55-4206 FAX:0765-55-4903</p>

名称及び写真	遊具の概要
<p>9. ころころ車輪</p> 	<p>全身の感覚を総動員してだんだんこの遊びのコツを掴んでいく。そしてしばらくして車輪と一体となっている自分に気がつく。一体となる心地よさは、誰もが知っている。</p> <p>【寸法】 幅100×奥行30×高さ30cm</p> <p>【製作者】 (有) 正美創作 〒937-0012 魚津市東尾崎3428 電話: 0765-55-4206 FAX: 0765-55-4903</p>
<p>10. ボールボート</p> 	<p>ボートに乗り、木球にふれ、木の香りを感じて、みんな船乗りになります。</p> <p>【寸法】 ボート: 幅120×奥行80×高さ40cm 木球: 直径4.3cm×1,300個</p> <p>【製作者】 (株) 元尾商店 〒930-0916 富山市向新庄町6丁目4番11号 電話: 076-451-8657 FAX: 076-451-8658</p>
<p>11. 枝の平均台</p> 	<p>「森」は「木」の集まり、「木」は「枝」の集まり、枝の平均台が集まって木になり森になる。</p> <p>【寸法】 幅200×奥行105×高さ10cm×5台</p> <p>【製作者】 エコーウッド富山(株) 〒932-0106 小矢部市内御堂157番地 電話: 0766-61-4988 FAX: 0766-61-4987</p>
<p>12. 虹の平均台</p> 	<p>虹を渡る、、、誰もが思い描いた夢の世界。絵を描くように並べ替えるうちに楽しさや遊びを発見していく。</p> <p>【寸法】 最大: 幅243×奥行105×高さ20cm ※7本1組、収納時はベンチとしても使用できます。</p> <p>【製作者】 (有) 小野沢家具店 〒939-8132 富山市月岡町 4-98 電話: 076-429-0228 FAX: 076-429-3000</p>

名称及び写真	遊具の概要
<p data-bbox="156 185 379 230">13. 県産材積木</p>  A photograph showing three children sitting on a red mat, playing with wooden blocks. One child in a blue and white striped shirt is stacking blocks into a tall tower. Another child in a yellow shirt is also playing with blocks. A third child in a green shirt is partially visible on the left. The blocks are light-colored and rectangular.	<p data-bbox="786 253 1233 324">県産材の積木 (県産材の証明ができるものに限る)</p>

附表（実施計画及び補助金事務手続きに関するフローチャート）

事項	要領	要領 (様式)	備考
 <p>補助金交付申請書・事業計画書</p> <p>補助金交付決定</p> <p>事業計画変更</p> <p>無</p> <p>有</p> <p>協議</p> <p>軽微な変更</p> <p>重要な変更(※)</p> <p>変更承認申請</p> <p>承認</p> <p>事業完了前使用</p> <p>無</p> <p>有</p> <p>事前確認依頼</p> <p>現地調査確認</p> <p>実績報告</p> <p>事業実施状況の検査調査</p> <p>補助金額の確定</p>	<p>第8条</p> <p>第9条</p> <p>第10条</p> <p>第11条</p> <p>第11条</p> <p>第11条</p> <p>第12条</p>	<p>様式第1号</p> <p>様式第2号</p> <p>様式第5号</p> <p>様式第3号</p> <p>様式第4号</p>	<p>補助対象箇所の工事着手前に提出</p> <p>着手可能</p> <p>変更があった場合は速やかに報告・協議</p> <p>※箇所の新設及び廃止又は 事業量（費）の30%を超える減少</p> <p>原則、共用開始は事業完了後の調査後。 やむをえず事業完了前に使用する場合 のみ事前確認依頼を行う。</p> <p>事業完了後1か月以内に提出 ※事業完了＝支払まで完結</p> <p>共用開始までに調査を受けること</p>